

身体障がい者等に対する自動車税（種別割・環境性能割）等の減免について

令和3年4月適用 三重県

1. 身体障がい者等に対する減免とは

三重県では、身体等に障がいがある方（以下「身体障がい者等」という。）が所有し、かつ、使用する自動車について、一定の要件を満たす場合に、その自動車税種別割・自動車税環境性能割を減免する制度を設けています。この制度は身体障がい者等の方が健常者と同様に社会生活を営むことができるよう、税制上の配慮をくわえるものです。

要件を満たす場合は、申請を行うことにより身体障がい者等1人につき1台（軽自動車等を含む）の自動車に限って、自動車税種別割・自動車税環境性能割が減免となります。

※軽自動車税環境性能割は市町村税ですが、当分の間、県が賦課徴収を行うため、県と同様の要件により県で申請の受付を行います。

2. 対象になる「身体障がい者等」とは

この制度における「身体障がい者等」とは、三重県内に居住し「身体障害者手帳」「戦傷病者手帳」「療育手帳（三重県発行のものに限る）」「精神障害者保健福祉手帳」（以下「身体障害者手帳等」という。）を交付されている方で、別表「対象となる手帳と等級」に記載の等級に該当する方です。（4ページ参照）

なお、別表の「本人運転」「家族・介護者運転」の区分は次のとおりですが、本人運転と家族・介護者運転では、対象となる等級が違いますのでご注意ください。

① 本人運転	身体障がい者等本人が自動車を運転する場合
② 家族運転	身体障がい者等と同居している人が、身体障がい者等のために自動車を運転する場合 ※ 施設に入所（老人ホーム、グループホーム等は本来の居宅とみなすため除きます。）されている未成年の身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の方で、その施設の方針により月に4回以上、継続的（概ね6か月以上）に自宅へ帰省する場合は同居とみなし、減免の対象となります。
③ 介護者運転	ひとりで生活している身体障がい者等または身体障がい者等のみで構成されている世帯の身体障がい者等を常に介護する人が身体障がい者等のために自動車を運転する場合 ※ 「身体障がい者等のみで構成されている世帯」とは、世帯を構成している全ての方が別表に記載の家族・介護者運転の等級に該当していることが必要です。

3. 対象になる自動車は

(1) 自動車の名義は

減免は身体障がい者等の方に対するものであり、「身体障がい者等が所有し、かつ、使用する自動車」を減免の対象としていますので、自動車の所有者及び使用者は身体障がい者等の方本人（自動車をローン等で購入し所有権が留保される場合は、所有者は自動車販売業者等）にしなければなりません。

ただし、身体障がい者等の方が18歳未満の場合、または、療育手帳を交付されている方の場合は、手帳記載の保護者でも構いません。

また、精神障害者保健福祉手帳を交付されている方の場合は、手帳の保護者欄がないため、住民票謄本等で確認した保護者に相当する方でも構いません。

※身体障がい者等の方が18歳未満の時から保護者等の名義で減免を受けていた自動車で、18歳になった時以降に当該自動車の使用状況に変更がない場合は、保護者等名義のままでも減免を継続します。

(2) 自動車の使用目的は

本人運転の場合は使用目的に制限はありませんが、家族・介護者運転の場合は「身体障がい者等のために専ら使用する」ことが必要です。具体的には以下のとおりです。

・家族運転	身体障がい者等の通院、通学、通所、生業(通勤、自営等)、その他社会参加活動のために月4回以上、継続的(概ね6か月以上)に自動車を使用すること
・介護者運転	身体障がい者等の通院、通学、通所若しくは生業(通勤、自営等)のために週3回以上、継続的(1年以上)に自動車を使用すること

- ※ 入院中等で身体障がい者等の送迎に自動車を使用していない場合は、減免の対象になりません。
- ※ 社会参加活動とは身体障がい者等の方が社会生活を営むための全ての使用をいいます。
(例：図書館、塾・習い事、〇〇教室、買い物、レジャー、接骨院、ボランティア活動、各種行事への参加など)

(3) 自動車の種類は

本人運転には原則として車種制限はありませんが、家族・介護者運転の場合は使用目的の「身体障がい者等の送迎」に適した次の自動車に限られます。

- ① 軽・小型・普通乗用車(3、5、7ナンバー)
- ② 定員4名以上の軽・小型貨物自動車(4ナンバーで貨客兼用税率が適用されているライトバン等)
- ③ 身体障がい者用に改造された自動車(車いす移動車等)

したがって、家族・介護者運転の場合は4ナンバーのトラック等、1ナンバー、2ナンバー及び8ナンバー(身体障がい者用に改造された車を除く)は対象となりません。また、軽自動車については、軽自動車税環境性能割に限って同様の手続きとなりますが、軽自動車税種別割(市町村が賦課徴収)の減免手続きは、お住まいの市町にお問い合わせください。

4. 減免となる税、適用時期、申請期限は

申請を行い該当することとなった場合に減免となる税は、自動車税種別割と自動車税(軽自動車税)環境性能割で、減免される税額は原則として全額となりますが、減免を受けようとする自動車については自動車税種別割の滞納がないことが必要です。

適用時期及び申請期限については、対象となる身体障害者手帳等の交付以後に課税される自動車税種別割・自動車税(軽自動車税)環境性能割から減免となるため、手帳交付日、自動車の取得状況によって異なります。

< 申請期限の例 >

令和3年度に限り、申請期限は6月30日まで延長します。
6/1~30に申請する場合、一旦納期限までに納付いただき、後日還付(減免)します。

賦課期日(4月1日)までに所有している自動車 ⇒ 納期限(通常は5月31日)

新たに取得する自動車(新車新規、中古新規、移転等) ⇒ 自動車の登録までに

5. 自動車を替える場合は

この減免制度は身体障がい者等の方1人につき1台と限られていますので、自動車を替える場合は、既減免車(既に減免を受けている自動車)を譲渡(運転者以外の家族でも可)または抹消し、新しい自動車の登録までに減免申請をすることが必要です。

なお、既減免車を譲渡し、新しく申請する自動車が新規登録(新車、ナンバーのない中古車)となる場合は、同じ年度で2台の自動車を減免することになりますので、申請時に重複期間に相当する自動車税種別割を既減免車で納付していただくことになります。

また、新車の場合は減免を受けた日の翌日から2年間、中古車(既に所有している自動車を含む)の場合は減免を受けた日の翌日から1年間に限り、既減免車を譲渡しての減免申請はできませんのでご注意ください。ただし、既減免車が事故等により使用できなくなった場合は、抹消登録を行うことにより期間に関係なく申請することができます。

6. 申請に必要なものは

(1) 共通して必要な書類

- ① 減免申請書（これから自動車を取得する場合は2部）
- ② 身体障害者手帳等（原本が必要です。なお、有効期限を過ぎた手帳は対象になりませんのでご注意ください。療育手帳の場合は「次の判定年月」、身体障害者手帳の場合は「再認定年月」（記載されている場合のみ）を有効期限とします。）
- ③ 運転する方の運転免許証（両面の写しで可）
- ④ 車検証（所有している自動車、自動車を替える場合の既減免車の移転・抹消後のもの）
- ⑤ 自動車税（環境性能割・種別割）申告書又は軽自動車税（環境性能割）申告書、及び申告書を記入できる資料（これから自動車を取得する場合）
- ⑥ 減免用途廃止申告書（自動車を替える場合）

※ 転居や結婚などにより住所や氏名を変更されている方は、申請前に身体障害者手帳等、運転免許証、車検証の変更手続を済ませてください。

(2) 家族・介護者運転の場合に必要な書類

家族運転の場合	介護者運転の場合
<p>ア. 使用目的の申出書（納税義務者が自署したもの）</p> <p>イ. 障がい者と運転者が同居していることを証する書類</p> <p>ウ. 保護者であることが確認できる書類（保護者名義とする場合）</p> <p>※ イ. の書類は、身体障害者手帳等及び運転免許証で確認できる場合は不要</p> <p>ウ. の書類は、身体障害者手帳等で確認できる場合は不要</p>	<p>ア. 使用目的の証明書（通院証明書等）</p> <p>イ. 世帯全員の住民票の写し</p> <p>ウ. 自動車運行計画書</p> <p>エ. 保護者であることが確認できる書類（保護者名義とする場合）</p> <p>※ ア. の証明書で対象の可否が判断できない場合はその他の書類が必要</p> <p>イ. で他の世帯員がいる場合は、世帯全員の身体障害者手帳等の写し</p> <p>エ. の書類は、身体障害者手帳等で確認できる場合は不要</p>

※ 使用目的の証明書は3か月以内発行のものに限ります。

※ 使用目的の申出書（家族運転用）及び使用目的の証明書の様式は各県税事務所、自動車税事務所に置いてあります。また、県のホームページからダウンロードすることもできます。

7. 申請場所は

自動車税事務所と各県税事務所の窓口で申請ができます。（郵送での申請不可）

受理された減免申請書は自動車税事務所では審査し決定します。減免が承認できない場合は後日通知書を送付しますが、減免が承認された場合は通知しませんのでご了承ください。

○申請場所（お問い合わせ先）一覧

名称	所在地	電話番号	FAX番号
自動車税事務所	津市雲出長常町字六ノ割 1190-1	059-253-8057	059-253-8058
桑名県税事務所	桑名市中央町5-71	0594-24-3612	0594-24-3691
四日市県税事務所	四日市市新正4-21-5	059-352-0572	059-352-0579
鈴鹿県税事務所	鈴鹿市西条5-117	059-382-8660	059-382-8663
津総合県税事務所	津市桜橋3-446-34	059-223-5020	059-223-4013
松阪県税事務所	松阪市高町138	0598-50-0509	0598-50-0619
伊勢県税事務所	伊勢市勢田町628-2	0596-27-5125	0596-27-5252
伊賀県税事務所	伊賀市四十九町2802	0595-24-8020	0595-24-8033
紀州県税事務所	尾鷲市坂場西町1-1	0597-23-3417	0597-23-3423

別表「対象となる手帳と等級」

○身体障害者手帳

障がい名		本人運転	家族・介護者運転
視	覚 障 害	1級から4級	1級から4級
聴	覚 障 害	2級及び3級	2級及び3級
平	衡 機 能 障 害	3級	3級
音声機能障害，言語機能 又はそしゃく機能障害		3級 (喉頭摘出者に限る)	3級 (喉頭摘出者に限る)
上	肢 機 能 障 害	1級及び2級	1級及び2級
下	肢 機 能 障 害	1級から6級	1級から3級
運動機能障害	上 肢 機 能	1級及び2級	1級及び2級
	移 動 機 能	1級から6級	1級から3級
体	幹 機 能 障 害	1級から5級	1級から3級
心	臓 機 能 障 害	1級及び3級	1級及び3級
腎	臓 機 能 障 害	1級及び3級	1級及び3級
呼	吸 器 機 能 障 害	1級及び3級	1級及び3級
ぼうこう又は直腸の機能障害		1級及び3級	1級及び3級
小	腸 機 能 障 害	1級及び3級	1級及び3級
ヒト免疫不全ウイルス による免疫機能障害		1級から3級	1級から3級
肝	臓 機 能 障 害	1級から3級	1級から3級

○療育手帳（三重県発行のものに限る）

障がい名	本人運転	家族・介護者運転
知的障害（療育手帳）	A1、A2、 A最重度、A重度	

○精神障害者保健福祉手帳

障がい名	本人運転	家族・介護者運転
精 神 障 害	1級	

- ※ 戦傷病者手帳の該当等級は別途お問い合わせください。
- ※ 有効期限を過ぎた手帳は対象となりませんのでご確認ください。
療育手帳の場合は「次の判定年月」、身体障害者手帳の場合は「再認定年月」（記載されている場合のみ）を有効期限とします。
- ※ 表中の「家族・介護者運転」には、使用目的や自動車の種類で条件がありますのでご注意ください。

<お問い合わせ先>

〒514-0303
津市雲出長常町字六ノ割1190-1
三重県自動車税事務所 課税課
TEL 059-253-8057
FAX 059-253-8058
URL <https://www.pref.mie.lg.jp/ZIZEI/HP/>